

平成28年7月19日

**川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画に係る法対象条例方法審査書の
公告を行いました。**

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第53条の規定に基づき法対象条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 法対象事業者

事業者の名称：川崎天然ガス発電株式会社

代表者の名称：代表取締役社長 上田 秀樹

主たる事務所の所在地：川崎市川崎区扇町12番1号

2 法対象事業の名称、種類及び規模

名 称：川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画

種 類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）の
増設

規 模：出力 各 約65万キロワット（計 約130万キロワット）

3 法対象事業実施区域

川崎市川崎区扇町12番1号

4 法対象条例方法審査書公告年月日

平成28年7月19日（火）

5 法対象事業者問合せ先

名 称：川崎天然ガス発電株式会社

住 所：川崎市川崎区扇町12番1号

電話番号：044-366-8671

（川崎市環境局環境評価室 担当）

電話044-200-2156

川崎天然ガス発電所 3・4号機増設計画に係る法対象条例方法審査書

平成 28 年 7 月

川 崎 市

はじめに

川崎天然ガス発電所 3・4号機増設計画（以下「法対象事業」という。）は、川崎天然ガス発電株式会社（以下「法対象事業者」という。）が、川崎区扇町 12 番 1 号 JXエネルギー株式会社川崎事業所敷地内の約 27.4ha において、発電設備を増設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 28 年 3 月 17 日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受け、法対象条例方法書の公告及び縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この法対象条例方法書について、平成 28 年 6 月 6 日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 28 年 7 月 12 日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例 52 条に基づき、法対象条例方法審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称：川崎天然ガス発電株式会社

代表者：代表取締役社長 上田 秀樹

主たる事務所の所在地：川崎市川崎区扇町 12 番 1 号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：川崎天然ガス発電所 3・4号機増設計画

種 類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
の増設

(3) 法対象事業を実施する区域

所在地：川崎市川崎区扇町 12 番 1 号

J Xエネルギー株式会社川崎事業所敷地内

実施区域：約 274,400 m²（工業専用地域）

(4) 計画の概要

ア 目的

コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備
（約 65 万 kW） 2 基の増設

イ 増設する施設の概要

項 目		3号機	4号機
原動力の種類		ガスタービン及び汽力 （コンバインドサイクル発電方式）	
出 力		約 65 万 kW	同左
使用燃料種類・燃料使用量		天然ガス・約 150 万 t /年	
煙 突	地上高さ	約 102m	同左
	基 数	1 基	同左
復水器の冷却方式		冷却塔による淡水循環冷却方式	

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本計画では、環境影響評価法対象の評価項目以外の川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価項目として、緑の質、緑の量、テレビ受信障害、地域交通及び安全について予測及び評価を行うとしており、その選定はおおむね妥当である。

法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）の作成に際しては、法対象条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

本計画では、緑の回復育成に伴う植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量について予測及び評価を行うとしているが、臨海部の緑の生育に関しては、植栽土壌が原因と思われる生育不良の事例がみられることから、植栽基盤の適否の予測及び評価に必要な調査を行う際には、1・2号機発電設備供用後に実施した法対象事後調査報告書（平成23年10月）の結果など、現時点のみならず過去の調査結果も必要に応じて活用すること。

（イ）緑の量

本計画では、緑の回復育成に伴う緑被変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

イ テレビ受信障害

本計画では、発電所の建築物により発生するテレビ受信障害の範囲及び程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ウ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行による交通量及び交通流への影響並びに交通安全への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

エ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

本計画では、供用時の発電所における高圧ガス、危険物による火災・爆発、有害物質の漏洩等の防止等の安全性の確保の程度について予測及び評価を行うとしているが、有害物質の漏洩等が発生した場合、漏洩の量や有害性の程度によっては、周辺地域への環境影響が懸念されることから、発電所で取り扱う有害物質についての用途、有害性、取扱量等に関する情報を示すとともに、緊急時の環境モニタリング体制について整備すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、法対象条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成28年 3月17日 法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
- 3月25日 法対象条例方法書の公告及び縦覧開始
- 5月 9日 法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出締切
意見書の提出 1名 1通
- 6月 6日 市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
- 7月12日 審議会から市長に法対象条例方法書について答申
- 7月19日 法対象条例方法審査書公告
法対象事業者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

- 平成28年 6月 6日 審議会（事業者説明及び審議）
- 7月11日 審議会（答申案審議）